

## ○税務証明書の交付等における本人確認に関する取扱要綱

(平成21年4月1日)

(目的)

第1条 この要綱は、税務証明書の交付申請をする者（以下「申請者」という。）に対して、当該申請者が本人であることの確認（以下「本人確認」という。）を行うことにより、虚偽その他不正な手段による証明書の取得を防止し、もって税務証明書の交付事務の適正な執行を確保するとともに、納税者の個人情報の保護を図ることを目的とする。

(本人確認を行う税務証明書)

第2条 本人確認を行う税務証明書は、次に掲げるものとする。

- (1) 課税証明書（市民税・県民税証明書）
- (2) 所得証明書
- (3) 納税証明書（ただし、軽自動車継続検査用に係るもののうち別に定めるものを除く。）
- (4) 固定資産課税台帳登録事項証明書（評価証明書）
- (5) 完納証明書
- (6) 申告所得額等証明書
- (7) 物件明細
- (8) 法人市民税証明書（営業証明書）
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める証明書

(本人確認の方法)

第3条 本人確認は、申請者に対して別表第1に掲げる書類のうちいずれかの書類（原本に限る。）の提示により行うものとする。

- 2 前項の規定による本人確認を行うことができない場合は、別表第2又は別表第3に掲げる書類のうち2点の書類（原本に限る。）の提示により、本人確認を行うものとする。
- 3 申請者本人又は申請者と同一世帯にある者の税務証明書の交付申請があった場合において前2項の規定による本人確認を行うことができない場合は、本市住民基本台帳に記載がある者に限り、申請者本人又は申請者と同一世帯にある者（あった者）のうち適当な者の住民基本台帳の記載事項を口頭で陳述させることにより本人確認を行うことができる。
- 4 申請者が弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、行政書士又は社会保険労務士である場合は、前項までの規定にかかわらず、別表第1の1に掲げる書類のうち申請者がこれらの者であることを証する書類の提示により本人確認を行うことができる。
- 5 弁護士又は司法書士（以下「弁護士等」という。）がその業務に基づく申請を行った場合（所定の申請書に当該弁護士等の職印の押印があるときに限る。）は、前項までの規定にかかわらず、別表第1の1に掲げる書類のうち申請者が弁護士等であることを証する書類の提示により本人確認を行わなければならない。
- 6 前2項の規定にかかわらず、申請者が弁護士である場合で、別表第1の1に掲げる書類

のうち弁護士であることを証する書類の提示ができない場合は、弁護士記章（バッジ）にある登録番号を基にした日本弁護士連合会又は所属弁護士会のホームページ上での当該弁護士の氏名及び事務所所在地の確認をもって本人確認とすることができる。

- 7 第4項の規定は、申請者が司法書士、土地家屋調査士又は行政書士のそれぞれ補助者である場合に準用する。この場合において別表第1の1中「司法書士」とあるのは「司法書士補助者」と、「土地家屋調査士」とあるのは「土地家屋調査士補助者」と、「行政書士」とあるのは「行政書士補助者」と読み替えるものとする。

（交付の拒否）

第4条 市長は、前条の規定による本人確認を行うことができない場合又は本人であることについて確信を得られない場合は、税務証明書の交付を拒否しなければならない。

（郵送による申請）

第5条 第3条（第3項及び第6項を除く。）の規定は郵送により申請があった場合に準用する。この場合においてこれらの規定中「提示」とあるのは「写しの添付」と読み替えるものとする。

- 2 法人が郵送により証明書を必要とする場合における第3条第1項中の申請者とは、当該法人において現に申出の任に当たっている者をいうものとする。

- 3 第3条第5項の規定にかかわらず、弁護士がその業務に基づく申請を郵送により行った場合（所定の申請書に当該弁護士の職印の押印があるときに限る。）で、別表第1の1に掲げる書類のうち弁護士であることを証する書類の添付がない場合は、日本弁護士連合会又は所属弁護士会のホームページ上での当該弁護士の氏名及び事務所所在地の確認をもって、本人確認とすることができる。

（記録の記載）

第6条 市長は、第3条第1項、第2項、第4項若しくは第5項の規定を適用して本人確認を行った場合は提示若しくは添付があった書類の種類、同条第3項、第6項若しくは第5条第2項の規定を適用して本人確認を行った場合はその旨又は第4条の規定により交付を拒否した場合はその理由を税務証明交付申請書に記録するものとする。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成27年9月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成28年1月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成29年1月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

#### 別表第1

個人番号カード（マイナンバーカード）
運転免許証又は運転経歴証明書（平成24年4月1日以降に交付されたものに限る。）
旅券（パスポート）
住民基本台帳カード（顔写真付のもの）
身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳
在留カード又は特別永住者証明書
宅地建物取引士証
官公署の職員証
上記に掲げるもののほか官公署が発行した顔写真付の証明書

#### 別表第1の1

弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、行政書士又は社会保険労務士であることを証する書類（氏名、登録番号、事務所の名称及び所在地並びに発行主体が記載され、写真があるものに限る。）
--------------------------------------------------------------------------------------------

#### 別表第2

健康保険被保険者証
介護保険被保険者証
後期高齢者医療被保険者証
年金手帳（年金証書）
福祉医療受給者証
生活保護受給者証
住民基本台帳カード（顔写真なし）
上記に掲げるもののほか官公署が発行した証明書（顔写真なし）

#### 別表第3

学生証
キャッシュカード、クレジットカード又は預金通帳
診察券
図書貸出カード
納税通知書
公共料金通知書（領収書）
上記に掲げるもののほか通常本人しか持ち得ないと考えられるもの